

平成29年度第2回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成30年1月29日（月）午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
- 3 参加者 委員12名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）16名

4 審議の概要

【司会】

ただいまから、平成29年度第2回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中12名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

また、本日は、前回の審議会で、インターネット利用についての御意見等をいただいたことを踏まえまして、総務省東海総合通信局から御出席いただき、御説明等もいただくこととしております。

それでは、はじめに、永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。

永井会長お願いいたします。

（会長挨拶）

【司会】

続きまして、鳥居県民生活部長から御挨拶を申し上げます。

（鳥居県民生活部長挨拶）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【会長】

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。今回は、大貫充委員と杉本正博委員」にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(大貫委員、杉本委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。議題(1)の「部会長専決処分結果」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。御意見、御質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

議題(2)「愛知県青少年保護育成条例の一部改正について」でございます。まず、総務省東海総合通信局から、今回の条例改正のきっかけとなりました、青少年インターネット環境整備法の一部改正について御説明いただきます。それでは、説明をお願いします。

(総務省東海総合通信局説明)

ありがとうございました。続きまして、条例改正の内容について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

それでは、愛知県青少年保護育成条例の一部改正について、御意見、御質問などがある方はお願いします。

御意見、御質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

それでは議題(3)その他に移ります。

せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議題に関わらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

青少年インターネット環境整備法について、フィルタリングサービスの利用を条件としての役務提供義務は、携帯電話回線契約を新たにする場合であって、もともと家庭にあるようなWi-Fiに繋いで使う目的で、端末だけを買うような場合には適用されないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおり、御質問にあるような場合には、今回の改正に係る規定は適用されません。

今回の改正は、スマートフォンの爆発的な普及などで、いわゆるモバイル端末で青少年がインターネットを利用するケースが飛躍的に増えていることに、いかに的確に対応していくことを主眼においた改正です。特に、青少年が使用するモバイル端末の、フィルタリング利用率の向上を目的として、契約時の措置の強化等を行ったものです。

参考として申し上げますと、家庭の固定回線でのインターネットサービスに関しては、現行法の16条以降に『回線接続事業者は、ユーザーから「フィルタリングサービスを利用したい」という申出があった場合には、提供しなければならない』という規定が既にあり、これが適用されます。

【会長】

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、御意見、御質問もないようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様方には、議事の運営に御協力いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、平成 29 年度第 2 回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上